

執行委員は中央委員より互選す。

会計審査委員は各支部会計より互選す。

中央委員は各支部より選任す、但しその選出比率は組合費完納組合員数に應し執行委員會に於て之を定む。

第十九條

本組合の役員の任期は大會より次期大會迄とす、但し再選を妨げず。

第二十條

役員に缺員の生じたる時は中央委員會の決議を以て補充することを得。

但し補缺役員の任期は選任の日より次期大會迄とす。

第五章 入會脱會並に會員の權利義務

第二十一條

本會に入會せんとするものは所定の用紙に従つて申込書を提出すべきものとす。

第二十二條

本組合員は左の義務を有す。

本組合の宣言、綱領、主張、規約を承認して本組合の統制に服す。

每月規定の組合費を納入す。

第二十三條

本組合の組合員は左の権利を有す。

所定の手續を經て本組合の各種事業の特典を享有す。

本組合の機関紙の配布を受く。

本組合員にして左の各項に該當するものは中央委員會の決議を以て除名す。

第二十二條に反して規定の義務を負はざるもの。

本組合の名譽を汚し統制を亂すもの。

故なくして組合費滞納三ヶ月に及ぶもの。

第二十四條 本組合を脱會せんとするものは所属支部長を通し脱會理由を詳記せる脱會届を執行委員會へ提出すべし。

第二十五條

本組合を脱退し、又は除名されたものには本組合の財産上に對する返還の要求に應せざるものとす。

第二十六條

本組合の費用は組合費、寄附金、並に事業部収益を以て之に充つ。

第六章 會 計

第二十七條

組合費は組合員一名に就き一ヶ月金十錢也とす。

但し一應納入の組合費は如何なる場合と雖も返還せざるものとす。

第二十八條

本組合の收入並支出の豫算、決算は大會の協議承認を要す。

但し臨時費は執行委員會に於て決定することを得るものとす。

第七章 附 則

第二十九條

本規約の改正は大會の三分の二以上の賛成を要す。

第三十條

支部準則は別に定む。

第三十一條

本規約は昭和十年十月三十日より施行するものとす。

綱 領 規 約 書

日本製鐵從業員組合